消費税軽減税率制度等説明会の開催要領

別紙１

説明会を主催いただきたい団体

◇　貴団体

◇　貴団体の傘下団体（地域ブロックや都道府県単位の連合会、支部など）

※　市町村単位の傘下団体が多数ある場合には、郡部や税務署管轄区域などの単位で開催いただいても差支えありません。

◇　複数の異なる団体が共同で説明会を開催されても差支えありません。

◇　上記の団体が、他の行政機関（所管省庁（地方支分部局）又は税務署）と共催で説明会を開催されても差支えありません。（ただし、行政機関との共催の場合は、団体に属していない一般の事業者の方もご参加いただけるよう、ご配意をお願いいたします。）

説明会で周知・広報いただきたい内容

◇　消費税軽減税率制度の概要

◇　制度実施に伴って日々の業務（売買取引や経理処理）で対応が必要となる事項、帳簿・請求書等の記載方法、消費税の申告の仕方

◇　軽減税率が適用される飲食料品の取扱いがない事業者や免税事業者でも対応が必要となる事項

◇　中小企業・小規模事業者等を対象とする軽減税率制度対策補助金　など

説明会の開催時期・回数

◇　各単位団体において、平成29年4月から平成31年（2019年）9月までの間に１回以上の開催をお願いいたします。

◇　飲食料品を取り扱う業種団体におかれては、上記期間内に、①基本的な制度、②実務的な内容（製造・卸売・小売等業態に応じた対応など）のそれぞれについて、各１回以上の開催をお勧めします（レジ改修やシステム修正に準備期間を要しますので、なるべく早期の開催をお願いいたします。）

◇　説明者は、国税庁等の職員のほか、団体の顧問税理士など専門知識のある方でも構いません。

講師派遣のお申込み

◇　各都道府県の軽減税率制度実施協議会に参加されている団体におかれては、同協議会の取決めに従って申込みをお願いいたします。

◇　上記以外の団体におかれては、次葉の申込用紙にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います（電子メール、ＦＡＸ可）。

|  |
| --- |
| 〒100－8916東京都千代田区霞ヶ関１－２－２厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課　　担当：河野電子メール：[kouno-yuri@mhlw.go.jp](file:///C%3A%5CUsers%5CKYRBI%5CAPPDATA%5CLOCAL%5CTEMP%5Cwze19a%5Ckouno-yuri%40mhlw.go.jp)電話番号：03(3595)2389ＦＡＸ：03(3502)0892 |

ご留意いただきたい事項

◇　国税庁（国税局・税務署を含む）では、事業者団体の総会や研修会など、会員事業者の皆様が参加される会議等につきましても、団体のご要望や日程に応じて、職員を派遣し、軽減税率制度の説明をいたしております。

貴団体において上記の説明会の開催が難しい場合は、この総会等での説明をご利用いただく方法もありますので、是非ご検討いただきますようお願いいたします。

◇　説明会の開催、総会等での説明のいずれも難しい場合は、税務署等が開催する説明会に、会員事業者の皆様をご案内いただくことも可能ですので、その場合は、説明会を開催する税務署を所管する国税局消費税課（沖縄国税事務所間税課）にご相談いただきますようお願いいたします。

◇　説明会を開催された団体（講師派遣の申込みをされた団体を除きます）におかれては、お手数ですが、上記連絡先まで開催実績のご連絡をお願いいたします。

◇　この文書が発出される前に、すでに、都道府県ごとの協議会の枠組等を活用し、関係行政機関から説明会の開催依頼等を行っている場合には、重複のお願いとなりますが、あしからずご了承いただきますようお願いいたします。